

浜田市で結婚したらどちらかが受け取れる！？

※ただし、対象要件を全て満たす必要があります。

※ただし、いずれも予算に限りがあります。

浜田市は

新婚世帯の
新生活を
応援します！

浜田市では、新規に婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。

結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の住居費や引越費用を補助します。

1世帯当たり 上限 **30** 万円

OR

結婚新生活応援金

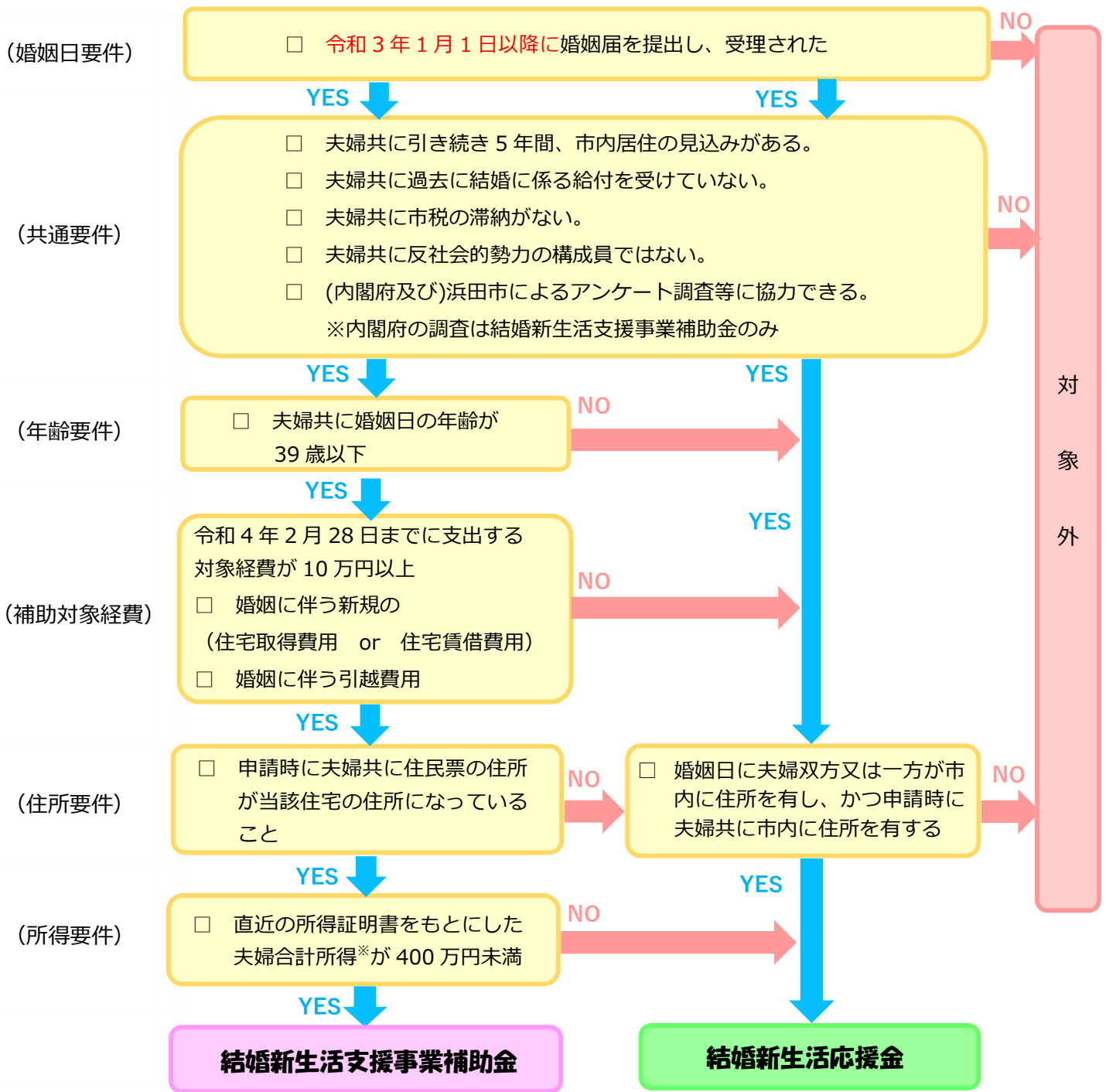
新婚世帯へ結婚新生活応援金を支給します。

1世帯当たり 一律 **10** 万円

問合せ先 浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課 〒697-8501 浜田市殿町1番地（本庁舎4階）

TEL 0855-25-9511 FAX 0855-23-4040 E-mail teiju@city.hamada.lg.jp

1.対象要件の確認



※所得とは… ・給与所得者：1年間の給料等の収入金額－給与所得控除額（国税庁のホームページで確認）

（合計所得400万円未満は世帯年収約540万円未満相当）

・自営業の方：1年間の売上金額－必要経費

○夫婦の合計所得確認表 ※詳しくは源泉徴収票又は確定申告書を持参のうえ、ご相談ください。

夫		妻	
収入(売上)金額	_____円	収入(売上)金額	_____円
給与所得控除額(必要経費)	－) _____円	給与所得控除額(必要経費)	－) _____円
所得額(無職の場合、0円)	_____ (A) 円	所得額(無職の場合、0円)	_____ (A') 円
【貸与型奨学金返済の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (Bは0を記入)	【貸与型奨学金返済の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (B'は0を記入)
貸与型奨学金の返済額	_____ (B) 円	貸与型奨学金の返済額	_____ (B') 円
夫婦の合計所得金額 (C)		(A) + (A') = _____ (C) 円	
貸与型奨学金返済がある場合 (D)		(C) - ((B) + (B')) = _____ (D) 円	
<input type="checkbox"/> (C) 又は (D) < 400万円 (結婚新生活支援事業補助金対象)		<input type="checkbox"/> (C) 又は (D) ≥ 400万円 (結婚新生活支援補助金対象外)	

2. 手続きの流れ

申請を検討される方は、事前に浜田市定住関係人口推進課にてご相談ください。

対象要件等から結婚新生活支援事業補助金または結婚新生活応援金のどちらを申請できるかを確認いたします。

結婚新生活支援事業補助金の申請の流れ

STEP1
交付申請
【申請者】

STEP1 交付申請

令和4年2月28日までに結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び下記の必要書類を浜田市定住関係人口推進課へ提出してください。

【必須】

婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の写し

※婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります。

夫婦それぞれの所得証明書

【離職している場合】

離職票又はこれに代わるものの写し

【貸与型奨学金の返済をしている場合】

奨学金返還証明書又は返済額がわかる書類の写し

【住宅を取得した場合】

物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し

【住宅を賃借した場合】

物件の賃貸借契約書

住宅手当支給証明書（様式第2号）又は給与明細

【引越費用を要した場合】

引越しに係る領収書の写し

STEP2
審査
交付決定
【市】

STEP2 審査・交付決定通知送付

審査の結果を市から申請者に送付します。

STEP3
請求
【申請者】

STEP3 請求

※住宅を賃借した場合、補助上限額30万円に達したら、実績報告書及び領収書をご提出いただく必要があります。

交付決定通知後、結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第3号）及び通帳の口座番号のわかる部分の写しを提出してください。

STEP4
支払
【市】

STEP4 支払

申請者の口座に補助金を振り込みます。

申請書類は浜田市ホームページからダウンロードできます。



※予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

結婚新生活応援金の申請の流れ

STEP1
支給申請
請求
【申請者】

STEP1 支給申請・請求

婚姻届受理日より1年以内に結婚新生活応援金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び下記の必要書類を浜田市定住関係人口推進課へ提出してください。

婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の写し

※婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります。

通帳の口座番号が確認できる部分の写し

STEP2
審査
支給決定
【市】

STEP2 審査・支給決定通知送付

審査の結果を市から申請者に送付します。

STEP3
支払
【市】

STEP3 支払

申請者の口座に応援金を振り込みます。

申請書類は浜田市ホームページからダウンロードできます。



※予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

3. Q&A

Q1 再婚の場合でも対象となりますか？

→A1 対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q2 結婚新生活支援事業補助金の婚姻日における年齢はどのように確認しますか？

→A2 婚姻届受理証明書や戸籍謄本等により確認します。

※年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

Q3 婚姻日時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？

→A3 対象となる場合があります。

結婚新生活支援事業補助金の申請される場合は、申請時に住民票の住所が補助対象経費に係る浜田市内住宅の住所であれば対象となります。

結婚新生活応援金の申請をされる場合は、婚姻日に夫婦の一方又は双方が浜田市に住民票があり、申請時に夫婦双方が浜田市に住民票があれば対象となります。

Q4 結婚新生活支援事業補助金の補助対象経費はどのような費用が対象となりますか？

→A4 以下の費用が対象となります。

	対象となるもの	対象外のもの
住宅取得費用	浜田市内住宅の購入費	土地購入代、住宅ローン手数料
住宅賃借費用	浜田市内住宅を賃借した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料	駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料
引越費用	浜田市内住宅に引っ越した際の、引越業者・運送業者に支払った費用	不用品の処分費用 業者以外に依頼して引っ越した場合にかかった費用（友人等への謝金、レンタカー代等）

Q5 婚姻前から賃借している住宅で婚姻後も引き続き生活したいのですが、結婚新生活支援事業補助金の対象となりますか？

→A5 対象となります。婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件にもう一方が入居する場合は、婚姻を契機とした同居開始後に生じた家賃や引越費用、婚姻前から同居している場合は婚姻後に生じた家賃が対象となります。

Q6 対象要件に「アンケート調査等に協力できる」とありますが、どのようなことを行うのですか？

→A6 結婚に関するアンケート調査やイベントの情報発信などへ協力していただきます。

Q7 結婚新生活支援事業補助金・結婚新生活応援金は所得税がかかりますか？

→A7 いずれも一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が 50 万円を超える場合、確定申告をする必要があります。詳しくは税務署へお問合せください。

4. 申請・お問い合わせ先

浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課 移住定住係（本庁舎 4 階）

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地

TEL 0855-25-9511 FAX 0855-23-4040 E-mail teiju@city.hamada.lg.jp

URL <https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1614216426235/index.html>

